

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年八月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年十月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月六日

新潟県上越市名立区赤野俣四六九番地の1
名立川さけ漁業生産組合

清算人 森 直樹

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年八月二十五日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月六日

東京都世田谷区赤堤二丁目四八番一〇一
〇六号
医療法人社団清昌会
清算人 森岡 清史

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年八月二十五日に解散をしたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月六日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目四六番八号新
宿日章ビル九階
医療法人社団泰光会
清算人 佐居 敏光

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年三月二十一日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月六日

石川県珠洲市折戸町イ部二一番地
宗教法人了誓寺
清算人 都 修道

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年十月一日に解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月六日

広島県呉市宝町六番九号
三菱重工労働組合呉支部

清算人 山田 博和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区若林五丁目四番、最後の住所仙台市宮城野区東仙台四丁目二番七〇号 GSグレイドルー一〇二

被相続人 亡 熊谷 清志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

仙台市青葉区一番町二丁目一七番二四号
高裁前ビル三階 日下俊一法律事務所
相続財産清算人 弁護士 日下 俊一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県長井市勘進代一二〇五番地、最後の住所山形県長井市勘進代一一八七番地一

被相続人 亡 佐藤 勝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

山形県長井市九野本八〇二番地
相続財産清算人 司法書士 小関 弾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市大川渡字五反割五三番地一、最後の住所山形県酒田市大川渡字五反割五三番地

被相続人 亡 小巻 健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

山形県酒田市曙町一丁目二番五号 モア・ステージ一〇D 仲野法律事務所
相続財産清算人 弁護士 仲野 純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県さくら市上阿久津一三九番地二、最後の住所福島県南会津郡只見町大字只見字新町二二二九番地の一

被相続人 亡 稲垣 安男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

福島県会津若松市追手町三番一六号 一之丁ビル
相続財産清算人 弁護士 小池 達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県春日部市粕壁東四丁目一五七九番地、最後の住所埼玉県春日部市粕壁東四丁目二番四号

被相続人 亡 坂巻 雅行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

埼玉県草加市松原一丁目一番一〇号獨協地域と子ども法律事務所
相続財産清算人 弁護士 関根ゆりの

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市緑区大字大間木一五七五番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 三富 眞人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

埼玉県川口市幸町三一〇一二 東商ビル 五一四C わかい法律事務所
相続財産清算人 弁護士 若井 剛弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市馬橋四番地一六、最後の住所千葉県成田市馬橋四番地一六

被相続人 亡 上田 武夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

事務所千葉県中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル八階真田・中間・谷中綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 中間 一裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市本町二二四番地三、最後の住所千葉県船橋市夏見台一丁目二〇番五棟二〇五号

被相続人 亡 沼倉 知

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

事務所千葉県船橋市本町二丁目一番三四号
船橋スカイビル四階 船橋本町法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小島 千鶴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市緑区平川町三五四番地、最後の住所千葉県千葉市緑区平川町三五四番地、

被相続人 亡 永島 栄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月六日

事務所千葉県中央区中央三丁目一〇番六号
北野京葉ビル九階 千葉中央法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤盛 夏子

第55期決算公告

令和8年9月9日
北海道北見市東相内町123番地の2

株式会社サンキョウ

代表取締役 播磨 忠好

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	614,118
	固定資産	114,595
	合 計	728,713
負債純資産及び部	流動負債	383,267
	固定負債	40,856
	資本	304,590
	剰余金	30,000
	利益剰余金	281,870
	準備金	7,500
	その他利益剰余金	274,370
	うち当期純利益	(9,281)
	自己株式	△7,280
	合 計	728,713